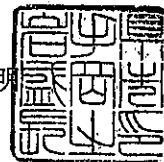


特定非営利活動法人岩手県調査業協会

会長 菅野 哲夫 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明



市民への説明の要請について

貴法人に関しては、特定非営利活動促進法第29条の違反に対し、平成31年4月9日付け盛岡市達第38号により改善命令を行いました。

つきましては、別添の「岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針について」4(2)ア(ウ)に基づき、次により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について記載した書面を盛岡市へ提出するよう要請します。

市民への説明は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。

このため、この要請文書及び盛岡市に提出された文書は、広く市民間で情報が共有されるよう、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、盛岡市公式ホームページに掲載して公表します。

なお、期限が過ぎても書面が提出されなかった場合にもその旨を掲載して公表します。

記

1 市民への説明

(1) 説明していただきたい内容

平成31年4月9日付け盛岡市達第38号の改善命令に対し、貴法人が行った改善措置(改善報告書)の内容

(2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の判断に委ねられるものです。実施方法には、次に掲げるような例があるほか、説明内容を記載した文書を盛岡市に提出し、盛岡市公式ホームページに掲載されることによって代替することも可能です。

ア 貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置くこと。

イ 貴法人が運営するホームページ上に説明文書を掲載すること。

ウ 適切な人数を収容できる会場において説明会を開催すること。(その際、説明会開催の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えます。)

(3) 説明の期限 平成31年4月23日(火)

2 盛岡市への書面提出

(1) 提出期限 平成31年4月26日(金) 必着

(2) 提出先 市民部 市民協働推進課 協働推進係

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号(市役所本庁舎本館1階)

【担当】市民部市民協働推進課協働推進係

畠山 憲子

電話 019-626-7535(直通)

FAX 019-622-6211(代表)

Eメール kyodo@city.morioka.iwate.jp